

大会参加補助金に関する規定

(支給)

第1条 袋井市スポーツ協会は、次の大会に参加する会員に大会参加補助金を支給する

- (1) 県の予選大会を経て参加する権威ある全国大会
- (2) 国の予選大会を経て参加する権威ある国際大会

(補助金額)

第2条 大会参加補助金の額は、別表のとおりとする

(申請)

第3条 大会参加補助金を申請する者は、参加する大会の終了後1ヶ月後までの申請とし必要事項を記入の上、所定の申請書を事務局長に提出する。

(選考委員会)

第4条 毎月上旬に開催される選考委員会で審査を行う

(選考結果と告知)

第5条 審査結果として、助成金対象者をこの法人の広報誌に掲載する

(送金)

第6条 激励金は選考委員会の翌月末までに指定口座に振り込む

(実績報告)

第7条 大会終了後、速やかに各種大会等出場報告書(第2号様式)に次のものを添え、会長に提出しなければならない。大会結果等

- (1) その他、必要と認められるもの

附則

- この規定は平成17年4月1日から施行する
- この規定は平成26年8月末日から施行する
- この規定は平成27年4月1日から施行する
- この規定は令和5年4月21日から施行する

別表

全国大会	開催地	個人出場	団体出場
全国大会	県 外	5,000円	25,000円
	県 内	3,000円	15,000円
国際大会	県 外	10,000円	50,000円
	県 内	5,000円	25,000円

付記

- 1 個人競技に参加する者が、5人以上の場合は、団体出場とみなす。
- 2 団体競技に参加する者が、5人以下の場合は、個人出場とみなす。
- 3 個人競技及びに団体競技を兼ねて参加する場合は、団体出場とみなす。
- 4 大会参加補助金は、個人参加・団体参加とも年1回の支給とする。
- 5 第1条(1)(2)に規定する「権威ある」とは、地区予選を経て当該大会に出場した場合をいう。
- 6 各競技団体が定める参加標準記録を突破したもの。
- 7 会長が特に認めた全国大会、国際大会に出場する場合。
- 8 18歳未満の選手は保護者が申請者（代表者）とする。